長野県スポーツ協会加盟団体ガバナンス向上研修会 質疑応答 【会場開催及びオンライン開催併用型研修会】

- 1 日 時 令和5年4月25日(火) 13:30~14:45
- 2 会場 ホテル国際21『芙蓉』 長野市県町576
- 3 講師 弁護士 合田雄治郎氏 (合田綜合法律事務所 代表弁護士)
- 4 演 題 「〜スポーツにおける暴力・ハラスメント等不適切行為の防止対策について〜」 ハラスメント・不正経理等、インテグリティに反する行為の予防対策、スポーツ団体における 不祥事対応の事例、アドバイス

5 質疑応答

- (1) 加盟団体の法人化について(長野県弓道連盟)
- (問)本日の講演において、スポーツ団体は、法人化が望ましいとの説明があったが、「権利能力なき 社団(社団としての実質を備えていながら法令上の要件を満たさないために法人としての登記が できないか、これを行っていないために法人格を有しない社団)」というものがあるが、こうし た「人格なき社団」の組織でもいいのではないか。
- (答) 法人格のない団体は、権利能力を有しないため、契約行為ができなく、団体名義の通帳をつくれないので、法人化を勧める。

なお、一般スポーツ団体ガバナンスコードの解説において、「権利義務関係を明確化し、適正なガバナンスを確保する観点から、少なくとも公的助成を受給する団体においては、可能な限り早期に法人格の取得に取り組むことが求められる」とされている。

- (2) 指導上の身体的接触によるセクハラ防止について(長野県弓道連盟)
- (問)女性の身体的接触は、セクハラになると説明があったが、選手に対する指導上、身体に触ることが必要な場合もあるが、セクハラにならないようにするにはどうすべきか。
- (答) デリケートな場所は、触らない方がいい。どうしても触る必要がある場合には、相手に対し、 事前に触ることを確認してから行った方がいい。相手のために必要と思って触っても後でセクハ ラをされたと言われることがある。相手が嫌な思いをすればセクハラになるので、相手がどのよ うに思うかを考えて対応していくことが大切。
- (3) スポーツ安全保険について(長野県レスリング協会)※加盟団体代表者会議質疑応答
- (問) スポーツ安全保険は、スポーツ大会の会場において参加者がけがをした場合で損害賠償責任を 負うときは、主催者の過失の有無にかかわらず、損害を補償してもらえるのか。 また、スポーツ安全保険は、法人格のないスポーツ団体は加入できないのか。
- (答)スポーツ安全保険は、スポーツ大会における参加者のケガをしたことについて、法律上の損害 賠償責任を負う場合は、その損害を補償してもらえる。(対人・対物賠償合算1事故5億円、対 人賠償は1人1億円限度)。

スポーツ安全保険は、スポーツ活動を行う団体が法人でなくても加入できる。